

けんぽニュース



1. 被扶養者確認調書について

9月のけんぽニュースでお知らせいたしましたとおり、今年度も「被扶養者確認調書」は、詳細確認が必要な方にのみ調査を実施しています。

そのため、確認対象の該当者がおられる事業所様にのみ9月16日に発送しております。確認対象者がいらっしゃらない事業所様には「被扶養者確認調書」は送付しておりません。確認調書は提出期限が10月17日でしたので、ご提出がまだの場合は11月1日をもって削除になります。ご注意ください。

2. 19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について

本年10月1日より、19歳以上23歳未満(※)の被扶養者の年間収入要件が130万円未満から150万円未満に変更になりました。これは当該年齢の税法上の「特定扶養控除」の見直しが行われることになったことを踏まえたもので、「配偶者控除」対象の配偶者はこれに含まれません。配偶者の年間収入要件は130万円未満であることに変わりはありませんので、ご注意ください。

(※) 扶養認定日が属する12月31日時点の年齢で判定

例) 10月8日現在22歳でも、誕生日が11月2日でその年の12月31日に23歳である場合は対象外(年間130万円が収入要件になる)

このお知らせは今月配布の「けんぽだより」でも被保険者の皆さまに周知しております。なお、上記の「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

【基本的な収入要件】

- ・ 年間収入130万円未満(60歳以上や障害者の場合は、年間収入180万円未満)および
- ・ 同居の場合：収入が被保険者の収入の半分未満
- ・ 別居の場合：収入が被保険者からの仕送り額未満

3. 【訂正】9月のけんぽニュースにて11月中に交付する「資格確認書」の職権交付を10月6日現在の情報で交付予定としておりましたが、調整の結果9月末日においてマイナ保険証にされていない方が対象、と変更になりました。予めご了承ください。裏面の「— 健康保険証の廃止に伴うマイナ保険証登録のお願い —」もご覧ください。

4. 家庭常備薬の申込み期限は11月7日(金)です。健保必着ですので、郵便事情等考慮のうえ、ご提出が遅れないようにお願いいたします。(到着が締め切り後になりますと受付できません)

PepUp っーしん

現在ウォーキングイベント「ウォーキング(アオッコ全国社内見学編)」が開催中です。多くの皆さまにエントリーいただきました。ありがとうございました。

10月末まで開催しておりますのでランキング上位を目指してがんばりましょう!

11月は「日々の記録チャレンジ」です。歩数と体重の記録をして、何かと食べる機会の多くなる年末前に引き締めておきましょう!

★ (注) 【インフルエンザ補助金の多人数申請について】明細は健保指定のファイルをダウンロードしてご利用ください。事業所様独自の形式はいったんご返却、健保指定のファイルにて再作成になります。上記以外にも、わからないことがあればお問合せください。(ホームページもご利用ください)

健康保険組合からのお知らせ

— 健康保険証の廃止に伴うマイナ保険証登録のお願い —

平素より当組合の運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、政府の方針により、令和6年12月2日をもって現在の健康保険証は原則廃止となり、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」への切り替えが進められております。

(※マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録された「マイナンバーカード」のことです。)

この方針に伴い、現在当組合の健康保険証をお持ちの方の内、9月末日までにマイナ保険証としての登録が行われていない加入者の方には、11月中に「資格確認書」を当組合にて職権交付いたします。

※今回11月に職権で発行する「資格確認書」の使用期限は令和11年12月1日です。それまでに退職等で資格喪失した方の「資格確認書」は回収が必要です

【よくあるご質問 (Q&A)】

● Q1. なぜ健康保険証が廃止されるのですか？

A1. 政府の方針により、効率的な医療情報の活用を目的として、令和6年12月2日からマイナ保険証への一本化が進められているためです。

● Q2. マイナ保険証の登録をしていない場合はどうなりますか？

A2. 11月中に当組合より「資格確認書」を職権で交付し、事業所を通じて配布されます。

● Q3. 資格確認書は保険証と同じように使えますか？

A3. 医療機関で保険証と同様に利用できますが、事業所に管理上の手間が発生します。

● Q4. 事業所にはどのような負担がかかりますか？

A4. 資格確認書配布や保持状況の把握（本人・家族別）紛失・退職時の回収対応、加入者情報変更に伴う管理対応など、煩雑な事務作業が発生します。

● Q5. マイナ保険証の登録方法を教えてください

A5. マイナンバーカードをお持ちであれば、「マイナポータル」や医療機関・薬局の窓口で簡単に登録可能です。

● Q6. マイナ保険証は持っているけど念のため「資格確認書」ももらえますか？

A6. マイナ保険証をお持ちの方には「資格確認書」は発行できません。

● Q7. 10月にマイナ保険証の登録をしましたが、「資格確認書」が職権交付され、事業所から渡されました。どうしたらよいですか。

A7. 今後はマイナ保険証をご利用いただき、できるだけ健康保険組合に返却してください。使用期限までに退職した時は返却が必要です。

● Q8. 本年12月2日以降に保持している保険証カードは健保組合に返却が必要ですか？

A8. 保険証が廃止される本年12月2日以降は返却の必要はありません。個人情報に留意して各々で廃棄してください。(注)12月1日以前の喪失時は返却が必要です。

★事業所様・従業員様双方の事務負担を軽減するためにも、できるだけ早期のマイナ保険証登録の呼びかけをお願い申し上げます。

★厚労省のリーフレットを添付しました。けんぽニュース10月号のページにも掲載しています。適宜ご活用ください。